

● 第3章 まちづくりを推進していく体制について

中心市街地の活性化については、山形市中心市街地活性化戦略本部、山形エリアマネジメント協議会、山形市中心市街地活性化協議会の3つの組織がそれぞれ役割を担って推進をしています。グランドデザインの実現に向けては、この体制に加え、中心市街地の小規模のエリアを対象に具体的な活動を行うエリアマネジメント組織の活動推進が重要となります。

また、検討すべき事業ごとに、必要に応じ事業関係者をメンバーとする検討会等を立ち上げ、事業の具現化に向けて協議を行っていきます。

1. 実施体制及び所掌事項

(1) まちづくり方針や戦略プロジェクトの決定機関

①山形市中心市街地活性化戦略本部

まちづくりの方針やグランドデザインを具現化するための戦略プロジェクトを決定する組織です。

ア) 実施体制

- ・9名の本部員で構成（下記、「戦略本部員」参照）
- ・本部長は山形市長
- ・事務局は山形市（山形ブランド推進課）

イ) 所掌事項

- ・まちづくりの方針や戦略プロジェクトの決定
- ・課題や問題の提起

<戦略本部員>

山形市長
山形商工会議所 会頭
山形市中心商店街街づくり協議会 会長
(一社) 山形市観光協会 会長
(公社) 山形青年会議所 理事長
山形大学 教授
東北芸術工科大学 教授
城下町やまがた探険隊 隊長
NPO法人やまがた育児サークルランド 代表

(2) エリアマネジメントの推進機関

中心市街地活性化基本計画のエリア(141ha)を1社のまちづくり会社等がマネジメントし単独で様々な事業を推進していく事は、エリアの広さからも困難であり、全国において、中心市街地活性化基本計画が成功に至らない一つの要素でもあると考えられます。しかしながら、全体を包括する組織がなければ、マネジメントは出来ません。

そのため、小規模のエリアにおけるエリアマネジメントと具体的な事業展開を図る組織の設立を促し、中心市街地のエリア全体を包括するマネジメント組織と連携し取り組みを進めていく必要があります。

①山形エリアマネジメント協議会

ランドデザインを具現化するための戦略プロジェクトの検討・推進とともに、中心市街地内の公共空間の利活用と、中心市街地全体を対象にしたエリアマネジメントを実施する組織です。事業の推進にあたっては、外部専門家をコーディネーターとして招聘し、助言・指導を受けながら取り組んでいきます。

なお、小エリアマネジメント組織が存在しないエリアに関しては、本組織が包括しエリアマネジメントを推進します。

ア) 実施体制

- ・ 11 の組織で構成
- ・ 会長は構成員の中から総会において選出
- ・ 事務局は山形市及び山形商工会議所により構成

イ) 所掌事項

- ・ 戦略プロジェクト及びエリアマネジメントの推進
- ・ 中心市街地の課題・現況把握のための調査

②小エリアマネジメント組織

中心市街地内の各エリアにおいて様々な活動が行われていますが、小規模のエリアに特化しマネジメントを行う組織を、小エリアマネジメント組織として、まちづくり事業を連携し取り組んでいきます。

将来的な中心市街地活性化基本計画のエリア内におけるマネジメント体制は次ページの図に示すような形態を想定しています。

(3) 中心市街地活性化基本計画に関する協議機関

①山形市中心市街地活性化協議会

山形市が内閣府より認定を受けている「山形市中心市街地活性化基本計画」に関する協議を行う組織です。

ア) 実施体制

- ・ 会長は山形商工会議所会頭
- ・ 副会長は山形商工会議所専務理事、(一財)山形市都市振興公社理事長
- ・ 29名の構成員と23名の幹事により構成

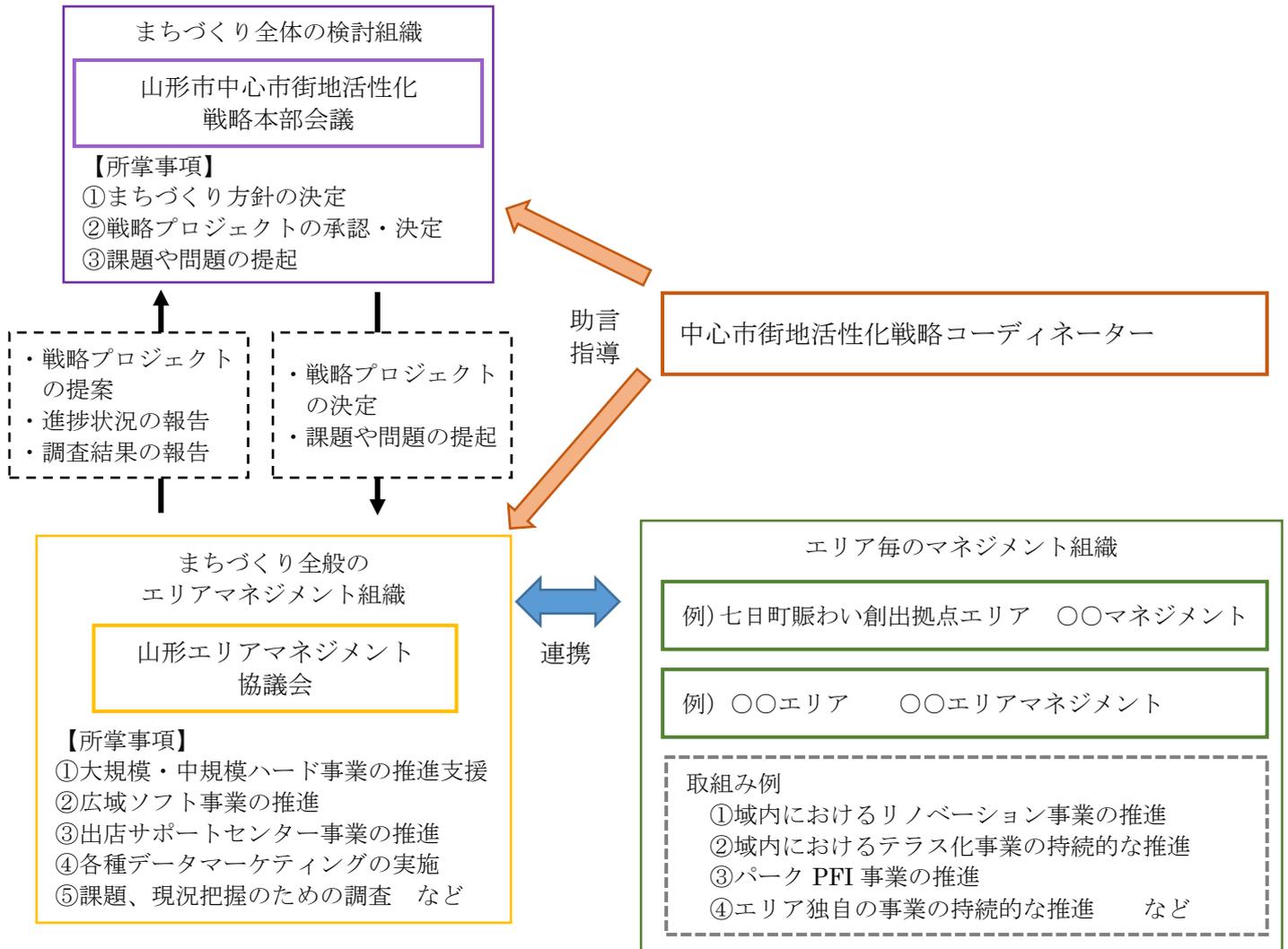
イ) 所掌事項

- ・ 中心市街地活性化事業の承認・監査
- ・ 中心市街地活性化基本計画に関する市への意見提出
- ・ 中心市街地活性化に関する意見交換

<案>

【山形市が目指す最終的なエリアマネジメント体制】

中心市街地エリア全体を包括するマネジメント組織と、小規模のエリアを対象としたマネジメント組織が連携し取組を進める体制



※小規模エリアマネジメント組織がないエリアについては、山形エリアマネジメント協議会が取り組みを推進